

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要

第1 改正理由

市町村助成交付金の額の算定基礎となる国有財産台帳価格は、5年ごとに価格改定されるが、平成8年度以降、土地に係る評価方式の変更等による台帳価格の変動の影響を緩和するため、土地に係る台帳価格の補正措置を講じてきたところである。

本年3月31日現在で行われた価格改定では、地価の下落等が反映され、台帳価格全体としては下がったものの、依然として台帳価格と前年度の市町村助成交付金の算定基礎価格との間に乖離が残っており、予算の範囲内での適正な配分が困難な状況にある。

したがって、従前の台帳改定の急激な変動が算定に及ぼす影響を引き続き緩和し、補正した価格に基づき算定を行う必要があるため、改正するものである。

また、これに伴い都道府県知事から補正した価格の報告を受け、交付額の算定を行う必要があるため、平成23年度に限り、都道府県知事からの報告期限を11月15日とし、交付額等の通知期限を11月30日までとするものである。

第2 改正内容

平成23年度分及び平成24年度分の市町村助成交付金に限り、国有提供施設等所在市町村助成交付金法施行令第5条に規定する土地の価格は、国有財産台帳に登録された当該土地の価格を、総務省令により補正した価格とする。

併せて、平成23年度分の市町村助成交付金に限り、同施行令第6条第1項に規定する都道府県知事からの価格の報告期限を平成23年11月15日に、同施行令第7条に規定する市町村助成交付金の額等の通知期限を平成23年11月30日までとする。

なお、今後、3か年で台帳価格に到達（土地の補正廃止）することを目的とし、かつ、算定基礎価格の急激な上昇を緩和させるため、土地に係る台帳価格の補正措置を講ずる。

第3 施行期日

公布の日から施行